

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【同一所管公益法人等との契約】

(法人名：国立大学法人富山大学)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並び にその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
1	(社)国立大学協会	国立大学法人総合損害保 険料	岩永晴雄 財務部経理課契約室 富山市五福3190	平成18年4月1日	16,413,810	随意 契約	同法人が国立大学法人総合損害保 険の販売及び一切を直接執行行っ ており、独自にするよりは有利で あるため(富山大学会計規程第46 条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
2	独立行政法人国立印 刷局	入学試験問題	岩永晴雄 財務部経理課契約室 富山市五福3190	平成18年9月14日	6,682,978	随意契約	秘密保持の観点、これまでの実 績・信頼性を考慮(国立大学法人 (富山大学会計規程第46条第1項 第4号))	その他	随意契約によらざるを得ないもの	15	
3	(社)日本アイソト-ブ 協会 東京都文京区 本駒込2-28-45	放射性医薬品	分任契約責任者 病院 事業部長 池田良一 国立大学法人富山大学 (杉谷キャンパス) 富山市杉谷2630	平成19年3月30日	105,062,685	随意 契約	国内で唯一の販売機関であるため (会計規程第46条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	複数 品目 の単 価契 約2 05
4	社団法人化学情報協 会 東京都文京区本駒込6 25-4 中居ビル	データベースSciFinder Scholar の利用	佐伯 則宇 附属図書館学術情報管理課 富山県富山市五福3190	平成18年10月20日	8,743,350	随意 契約	直接販売を行っている取扱者(本 邦唯一の代理店)であるため国立 大学法人(富山大学会計規程第46 条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
合計					136,902,823					0	

- (注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約(各国立大学法人の定める少額随契限度額以下のものを除く)のうち、「同一所管公益法人等」(「特殊法人等」、「独立行政法人等」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」をいう。)との契約を記載する。
なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。「公益法人等」には、医療法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利法人、中間法人、協同組合は含まない。
- (注2) 平成18年度より前に契約を締結した長期継続契約(18年度には支払いのみが生じており、契約行為がないもの)については、以下のとおり整理する。
電気、ガス、水道、電話通信役務・・・調査対象(1回の支払につき1件とする)
複数年契約のリース契約、コピー機の保守役務等・・・18年度に契約していなければ、調査対象外
- (注3) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額(複数年契約の場合は、契約期間全体の調達総(予定)額)を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。複数品目等を1契約にて調達している場合は、代表的な品目等の単価を記載する。
- (注4) 「契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地」には、原則として契約時の担当者等を記載するが、これにより難い場合は適宜の時点の担当者名として差し支えない。
- (注5) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。
- (注6) 契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。
- (注7) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること。引き続き「企画競争・公募」とする場合は、「その他(引き続き企画競争・公募を実施)」と記載する。
- (注8) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、()で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。
なお、平成18年度に不落・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合を除き、「競争入札に移行」に分類すること。
- (注9) 「類型区分」欄には、「講ずる措置」欄において「(競争性のない)随意契約によらざるを得ないもの」としたものについて、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)に該当する場合はその番号、該当しない場合には以下のいずれかに区分の上、該当番号を記載する。
・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
・競争に付することが不利と認められる場合「14」
・秘密の保持が必要とされている場合「15」
・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
・その他、1から17並びに19の類型区分に分類できないものについては「18」
・見直し後においても、なお、包括条項(バスケットクローズ)に該当する契約とする場合については「19」

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名：国立大学法人富山大学)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並び にその所属する部署の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
1	日本海ガス株式会社 富山市城北町2-3 6	都市ガス料 60,120m ³	清水昭彦 財務部契約課 富山市五福3190	平成18年4月1日	5,539,937	随意契約	国立大学法人富山大学契約規則 (第57条第2項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
2	日本海ガス株式会社 富山市城北町2-3 6	都市ガス料 86,919m ³	清水昭彦 財務部契約課 富山市五福3190	平成18年4月1日	8,009,411	随意契約	国立大学法人富山大学契約規則 (第57条第2項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
3	日本海ガス株式会社 富山市城北町2-3 6	都市ガス料 61,913m ³	清水昭彦 財務部契約課 富山市五福3190	平成18年4月1日	5,876,473	随意契約	国立大学法人富山大学契約規則 (第57条第2項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
4	日本海ガス株式会社 富山市城北町2-3 6	都市ガス料 65,407m ³	清水昭彦 財務部契約課 富山市五福3190	平成18年4月1日	6,302,619	随意契約	国立大学法人富山大学契約規則 (第57条第2項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
5	日本海ガス株式会社 富山市城北町2-3 6	都市ガス料 64,124m ³	清水昭彦 財務部契約課 富山市五福3190	平成18年4月1日	6,403,464	随意契約	国立大学法人富山大学契約規則 (第57条第2項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
6	北陸電力株式会社富 山支店 富山市牛島町13- 1	電気料 913,488kw	清水昭彦 財務部契約課 富山市五福3190	平成18年4月1日	12,949,571	随意契約	国立大学法人富山大学契約規則 (第57条第2項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
7	北陸電力株式会社富 山支店 富山市牛島町13- 1	電気料 916,368kw	清水昭彦 財務部契約課 富山市五福3190	平成18年4月1日	12,975,722	随意契約	国立大学法人富山大学契約規則 (第57条第2項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
8	北陸電力株式会社富 山支店 富山市牛島町13- 1	電気料 1,014,048kw	清水昭彦 財務部契約課 富山市五福3190	平成18年4月1日	13,875,276	随意契約	国立大学法人富山大学契約規則 (第57条第2項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
9	北陸電力株式会社富 山支店 富山市牛島町13- 1	電気料 1,154,400kw	清水昭彦 財務部契約課 富山市五福3190	平成18年4月1日	15,828,695	随意契約	国立大学法人富山大学契約規則 (第57条第2項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
10	北陸電力株式会社富 山支店 富山市牛島町13- 1	電気料 1,165,680kw	清水昭彦 財務部契約課 富山市五福3190	平成18年4月1日	15,939,260	随意契約	国立大学法人富山大学契約規則 (第57条第2項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
11	北陸電力株式会社富 山支店 富山市牛島町13- 1	電気料 923,424kw	清水昭彦 財務部契約課 富山市五福3190	平成18年4月1日	13,563,779	随意契約	国立大学法人富山大学契約規則 (第57条第2項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
12	北陸電力株式会社富 山支店 富山市牛島町13- 1	電気料 948,912kw	清水昭彦 財務部契約課 富山市五福3190	平成18年4月1日	12,972,608	随意契約	国立大学法人富山大学契約規則 (第57条第2項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
13	北陸電力株式会社富 山支店 富山市牛島町13- 1	電気料 987,120kw	清水昭彦 財務部契約課 富山市五福3190	平成18年4月1日	13,315,025	随意契約	国立大学法人富山大学契約規則 (第57条第2項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
14	北陸電力株式会社富 山支店 富山市牛島町13- 1	電気料 1,065,312kw	清水昭彦 財務部契約課 富山市五福3190	平成18年4月1日	14,013,260	随意契約	国立大学法人富山大学契約規則 (第57条第2項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
15	北陸電力株式会社富 山支店 富山市牛島町13- 1	電気料 1,087,440kw	清水昭彦 財務部契約課 富山市五福3190	平成18年4月1日	14,374,396	随意契約	国立大学法人富山大学契約規則 (第57条第2項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名：国立大学法人富山大学)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並び にその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
16	北陸電力株式会社富山支店 富山市牛島町13-1	電気料 970,032kw	清水昭彦 財務部契約課 富山市五福3190	平成18年4月1日	13,307,269	随意契約	国立大学法人富山大学契約規則 (第57条第2項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
17	北陸電力株式会社富山支店 富山市牛島町13-1	電気料 957,024kw	清水昭彦 財務部契約課 富山市五福3190	平成18年4月1日	13,188,619	随意契約	国立大学法人富山大学契約規則 (第57条第2項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
18	北陸電力(株)富山支店営業部 富山市牛島町13-15	電気料	分任契約責任者 杉谷地区事務部長 南須原正純 国立大学法人富山大学(杉谷キャンパス)富山市杉谷2630	平成18年4月1日	22,547,356	随意契約	電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者が供給するものであり、本地区においては、競争の余地がないため(会計規程第46条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
19	北陸電力(株)富山支店営業部 富山市牛島町13-15	電気料	分任契約責任者 杉谷地区事務部長 南須原正純 国立大学法人富山大学(杉谷キャンパス)富山市杉谷2630	平成18年4月1日	22,584,414	随意契約	電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者が供給するものであり、本地区においては、競争の余地がないため(会計規程第46条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
20	北陸電力(株)富山支店営業部 富山市牛島町13-15	電気料	分任契約責任者 杉谷地区事務部長 南須原正純 国立大学法人富山大学(杉谷キャンパス)富山市杉谷2630	平成18年4月1日	23,510,230	随意契約	電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者が供給するものであり、本地区においては、競争の余地がないため(会計規程第46条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
21	北陸電力(株)富山支店営業部 富山市牛島町13-15	電気料	分任契約責任者 杉谷地区事務部長 南須原正純 国立大学法人富山大学(杉谷キャンパス)富山市杉谷2630	平成18年4月1日	26,581,741	随意契約	電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者が供給するものであり、本地区においては、競争の余地がないため(会計規程第46条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
22	北陸電力(株)富山支店営業部 富山市牛島町13-15	電気料	分任契約責任者 杉谷地区事務部長 南須原正純 国立大学法人富山大学(杉谷キャンパス)富山市杉谷2630	平成18年4月1日	28,354,389	随意契約	電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者が供給するものであり、本地区においては、競争の余地がないため(会計規程第46条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
23	北陸電力(株)富山支店営業部 富山市牛島町13-15	電気料	分任契約責任者 杉谷地区事務部長 南須原正純 国立大学法人富山大学(杉谷キャンパス)富山市杉谷2630	平成18年4月1日	25,416,147	随意契約	電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者が供給するものであり、本地区においては、競争の余地がないため(会計規程第46条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
24	北陸電力(株)富山支店営業部 富山市牛島町13-15	電気料	分任契約責任者 杉谷地区事務部長 南須原正純 国立大学法人富山大学(杉谷キャンパス)富山市杉谷2630	平成18年4月1日	22,301,865	随意契約	電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者が供給するものであり、本地区においては、競争の余地がないため(会計規程第46条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
25	北陸電力(株)富山支店営業部 富山市牛島町13-15	電気料	分任契約責任者 杉谷地区事務部長 南須原正純 国立大学法人富山大学(杉谷キャンパス)富山市杉谷2630	平成18年4月1日	22,084,264	随意契約	電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者が供給するものであり、本地区においては、競争の余地がないため(会計規程第46条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
26	北陸電力(株)富山支店営業部 富山市牛島町13-15	電気料	分任契約責任者 杉谷地区事務部長 南須原正純 国立大学法人富山大学(杉谷キャンパス)富山市杉谷2630	平成18年4月1日	22,977,468	随意契約	電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者が供給するものであり、本地区においては、競争の余地がないため(会計規程第46条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名：国立大学法人富山大学)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並び にその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
27	北陸電力(株)富山支 店営業部 富山市牛島町13-15	電気料	分任契約責任者 杉谷 地区事務部長 南須原 正純 国立大学法人富 山大学(杉谷キャンパ ス)富山市杉谷263 0	平成18年4月1日	23,406,132	随意 契約	電気事業法第2条第1項第10号 に規定する電気事業者が供給する ものであり、本地区においては、 競争の余地がないため(会計規則 第46条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
28	北陸電力(株)富山支 店営業部 富山市牛島町13-15	電気料	分任契約責任者 杉谷 地区事務部長 南須原 正純 国立大学法人富 山大学(杉谷キャンパ ス)富山市杉谷263 0	平成18年4月1日	21,990,242	随意 契約	電気事業法第2条第1項第10号 に規定する電気事業者が供給する ものであり、本地区においては、 競争の余地がないため(会計規則 第46条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
29	北陸電力(株)富山支 店営業部 富山市牛島町13-15	電気料	分任契約責任者 杉谷 地区事務部長 南須原 正純 国立大学法人富 山大学(杉谷キャンパ ス)富山市杉谷263 0	平成18年4月1日	22,999,871	随意 契約	電気事業法第2条第1項第10号 に規定する電気事業者が供給する ものであり、本地区においては、 競争の余地がないため(会計規則 第46条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
30	富山市上下水道事業 管理者 富山市牛島本町2-1 -20	水道料	分任契約責任者 杉谷 地区事務部長 南須原 正純 国立大学法人富 山大学(杉谷キャンパ ス)富山市杉谷263 0	平成18年4月1日	8,799,604	随意 契約	水道法第3条第5項に規定する水 道事業者または工業用水道事業法 第2条第5号に規定する工業用水 道事業者が供給するものであり、 本地区においては、競争の余地が ないため(会計規則第46条第1 項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
31	富山市上下水道事業 管理者 富山市牛島本町2-1 -20	水道料	分任契約責任者 杉谷 地区事務部長 南須原 正純 国立大学法人富 山大学(杉谷キャンパ ス)富山市杉谷263 0	平成18年4月1日	9,229,258	随意 契約	水道法第3条第5項に規定する水 道事業者または工業用水道事業法 第2条第5号に規定する工業用水 道事業者が供給するものであり、 本地区においては、競争の余地が ないため(会計規則第46条第1 項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
32	富山市上下水道事業 管理者 富山市牛島本町2-1 -20	水道料	分任契約責任者 杉谷 地区事務部長 南須原 正純 国立大学法人富 山大学(杉谷キャンパ ス)富山市杉谷263 0	平成18年4月1日	10,491,342	随意 契約	水道法第3条第5項に規定する水 道事業者または工業用水道事業法 第2条第5号に規定する工業用水 道事業者が供給するものであり、 本地区においては、競争の余地が ないため(会計規則第46条第1 項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
33	富山市上下水道事業 管理者 富山市牛島本町2-1 -20	水道料	分任契約責任者 杉谷 地区事務部長 南須原 正純 国立大学法人富 山大学(杉谷キャンパ ス)富山市杉谷263 0	平成18年4月1日	8,996,012	随意 契約	水道法第3条第5項に規定する水 道事業者または工業用水道事業法 第2条第5号に規定する工業用水 道事業者が供給するものであり、 本地区においては、競争の余地が ないため(会計規則第46条第1 項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
34	富山市上下水道事業 管理者 富山市牛島本町2-1 -20	水道料	分任契約責任者 杉谷 地区事務部長 南須原 正純 国立大学法人富 山大学(杉谷キャンパ ス)富山市杉谷263 0	平成18年4月1日	9,221,364	随意 契約	水道法第3条第5項に規定する水 道事業者または工業用水道事業法 第2条第5号に規定する工業用水 道事業者が供給するものであり、 本地区においては、競争の余地が ないため(会計規則第46条第1 項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
35	富山市上下水道事業 管理者 富山市牛島本町2-1 -20	水道料	分任契約責任者 杉谷 地区事務部長 南須原 正純 国立大学法人富 山大学(杉谷キャンパ ス)富山市杉谷263 0	平成18年4月1日	7,727,913	随意 契約	水道法第3条第5項に規定する水 道事業者または工業用水道事業法 第2条第5号に規定する工業用水 道事業者が供給するものであり、 本地区においては、競争の余地が ないため(会計規則第46条第1 項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名：国立大学法人富山大学)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並び にその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
36	日本海ガス(株) 富山市城北町2-36	ガス料	分任契約責任者 病院 事業部長 池田良一 国立大学法人富山大学 (杉谷キャンパス) 富山市杉谷2630	平成18年4月1日	5,982,789	随意 契約	ガス事業法第2条第9項に規定す るガス事業者が供給するもので あり、本地区においては、競争の 余地がないため(会計規程第46 条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
37	有限責任中間法人国 立大学附属病院長会 議	国立大学附属病院損害賠 償責任保険	分任契約責任者 病院 事業部長 池田良一 国立大学法人富山大学 (杉谷キャンパス) 富山市杉谷2630	平成18年4月1日	17,601,994	随意 契約	同法人が国立大学附属病院損害 賠償責任保険の販売及び取扱の 一切を直接執り行っており、独 自とするよりは有利であるため (会計規程第46条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
38	東芝メディカルシステム ズ(株)富山サ-ビスセ ンタ 富山市桜橋通 り1-18	高速血管造影治療装置イ メ-ジンテンシファイ ア-交換修理 一式	分任契約責任者 病院 事業部長 池田良一 国立大学法人富山大学 (杉谷キャンパス) 富山市杉谷2630	平成18年10月2日	13,807,500	随意 契約	メ-カ-が代理店を通さず直接 修理をしており競争を許さない ため(会計規程第46条第1項 第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
39	富木医療器(株) 金沢市問屋町2-46	体外衝撃波結石破碎装置 保守点検業務 一式	分任契約責任者 病院 事業部長 池田良一 国立大学法人富山大学 (杉谷キャンパス) 富山市杉谷2630	平成19年3月27日	6,431,250	随意 契約	メ-カ-の日本における唯一の 代理店から委託された保守業 務代理店であり競争を許さな いため(会計規程第46条第1 項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
40	東芝メディカルシステム ズ(株)富山サ-ビスセ ンタ 富山市桜橋通 り1-18	放射線治療システムの保守 一式	分任契約責任者 病院 事業部長 池田良一 国立大学法人富山大学 (杉谷キャンパス) 富山市杉谷2630	平成19年3月27日	10,647,000	随意 契約	本システムは複数のメ-カ-の 機器から構成されており、各メ -カ-から独占的に保守業務を 委託された唯一の業者であり、 競争を許さないため(会計規 程第46条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
41	(株)イト-キテクニカル サ-ビス西日本支社 大阪市中央区平野町2 -5-4	カルテ管理システム保守点 検業務 一式	分任契約責任者 病院 事業部長 池田良一 国立大学法人富山大学 (杉谷キャンパス) 富山市杉谷2630	平成19年3月27日	5,525,100	随意 契約	メ-カ-の保守サ-ビス及び保 守メンテナンスを一括代行す る唯一の代理店であり、競争 を許さないため(会計規程第 46条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
42	シ-メンス旭メディテッ ク(株)北陸営業所 金沢市問明町1-49	磁気共鳴断層撮影システム の保守	分任契約責任者 病院 事業部長 池田良一 国立大学法人富山大学 (杉谷キャンパス) 富山市杉谷2630	平成19年3月27日	59,678,850	随意 契約	メ-カ-の日本における唯一の 代理店であり、直接保守して おり競争を許さないため(会 計規程第46条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
43	シ-メンス旭メディテッ ク(株)北陸営業所 金沢市問明町1-49	全身用磁気共鳴画像診断 装置の保守	分任契約責任者 病院 事業部長 池田良一 国立大学法人富山大学 (杉谷キャンパス) 富山市杉谷2630	平成19年3月27日	37,908,150	随意 契約	メ-カ-の日本における唯一の 代理店であり、直接保守して おり競争を許さないため(会 計規程第46条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
44	富山県赤十字血液セン タ- 富山市飯野26 -1	血液製剤	分任契約責任者 病院 事業部長 池田良一 国立大学法人富山大学 (杉谷キャンパス) 富山市杉谷2630	平成19年3月30日	110,229,356	随意 契約	地域内で唯一の販売機関であ るため(会計規程第46条第1 項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	複数 品目 の単 価契 約7 9 3
45	帝人在宅医療(株) 東京都千代田区内幸 町2-1-1	吸着型酸素濃縮器及び携 帯用酸素ポンプの賃貸借	分任契約責任者 病院 事業部長 池田良一 国立大学法人富山大学 (杉谷キャンパス) 富山市杉谷2630	平成19年3月30日	38,175,372	随意 契約	当該機器を賃貸できるのは、 メ-カ-でありかつ総販売元 である帝人ファ-マ(株)の 唯一の代理店であり、競争 を許さないため(会計規程 第46条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	複数 品目 の単 価契 約4 0 3 7 2
46	Springer Science and Business Media B. V. Van Godewijckstraat 30 3311 GX Dordrecht, The Netherlands	電子ジャーナル SpringerLinkの利用	佐伯 則字 附属図書館学術情報管理課 富山県富山市五福3190	平成19年3月30日	17,844,892	随意 契約	直接販売を行っている出版元 等からの購入であるため(国 立大学法人富山大学会計規 程第46条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	10	

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名：国立大学法人富山大学)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並び にその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
47	エルゼビア・ピー・フイサイ エンズ・アンド・テクノロ ジー オランダ王国アムステルダム 市ラーダーヴェヒ29	サイエンス・ダイレクト の利用	佐伯 則宇 附属図書館学術情報管理課 富山県富山市五福3190	平成19年3月30日	34,703,509	随意 契約	直接販売を行っている出版元等か らの購入であるため(国立大学法 人富山大学会計規程第46条第1項 第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	10	
48	株式会社紀伊國屋書 店金沢営業部 石川県金沢市北安江1 丁目3番24号ピア金沢	外国雑誌136部	佐伯 則宇 附属図書館学術情報管理課 富山県富山市五福3190	平成19年3月20日	16,566,251	随意 契約	商習慣上、早期発注が必要な外国 雑誌の取次書店からの購入である ため(国立大学法人富山大学会計 規程第46条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
49	丸善株式会社金沢支店 石川県金沢市西念1丁目1番3 号コンフィデンス金沢	外国雑誌144部	佐伯 則宇 附属図書館学術情報管理課 富山県富山市五福3190	平成19年3月20日	26,818,094	随意 契約	商習慣上、早期発注が必要な外国 雑誌の取次書店からの購入である ため(国立大学法人富山大学会計 規程第46条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
50	ユサコ株式会社 東京都港区東麻布2丁 目17番12号	外国雑誌129部	佐伯 則宇 附属図書館学術情報管理課 富山県富山市五福3190	平成19年3月20日	18,062,790	随意 契約	商習慣上、早期発注が必要な外国 雑誌の取次書店からの購入である ため(国立大学法人富山大学会計 規程第46条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
51	インフォトレダー 株式会社 大阪市西区鞠本町1 - 20 -13	外国雑誌96部	佐伯 則宇 附属図書館学術情報管理課 富山県富山市五福3190	平成19年3月20日	9,272,236	随意 契約	商習慣上、早期発注が必要な外国 雑誌の取次書店からの購入である ため(国立大学法人富山大学会計 規程第46条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
52	株式会社南江堂 東京都文京区本郷3丁 目42番6号	外国雑誌113部	佐伯 則宇 附属図書館学術情報管理課 富山県富山市五福3190	平成19年3月20日	11,499,219	随意 契約	商習慣上、早期発注が必要な外国 雑誌の取次書店からの購入である ため(国立大学法人富山大学会計 規程第46条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
53	フジテック株式会社 北陸支店 石川県金沢市長土堀 1丁目16番14号	富山大学昇降機(フジ テック(株)製)保全業 務 一式	大場 和夫 施設企画部施設企画課 工事経理係 富山市五福3190番 地	平成18年4月3日	35,078,400	随意契約	昇降機の保守に関して市場調査 を行ったところ、任意の業者が保 守点検業務を行った場合には次の ような問題点が認められた。 (1)電気系統の配線図は社外秘 であり、故障等が生じた場合に他 社の者では修理ができない恐れが ある。(2)メーカー以外の他者 は交換部品の入手に時間がかかる ため迅速に部品交換を行えない。 (3)保守点検業務に従事する技 術者は、自社の昇降機についての 研修等を受講し、十分な知識及び 技術を備えているが、他社の昇降 機については、責任をもって保守 点検を行うことは、技術的に不可 能である。 以上のように各メ-カ-におい て部品や技術面での互換性がな く、製品にも企業秘密的要素を含 んでいる。また、各メ-カ-に照 会したところ昇降機の保守点検に ついては、自社製のみが行えな いとの回答を得たので競争の余地 がなく、契約の性質又は目的が競 争を許さないと判断するものであ る。(国立大学法人富山大学会計 規程第46条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
54	東芝エレベータ株式 会社 北陸支店 石川県金沢市昭和町 16番1号	富山大学昇降機(東芝エ レベータ(株)製)保全 業務 一式	大場 和夫 施設企画部施設企画課 工事経理係 富山市五福3190番 地	平成18年4月3日	19,477,584	随意契約	同上	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名：国立大学法人富山大学)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並び にその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
55	株式会社クリタス 西日本支社 大阪府高槻市芥川町 一丁目7番26号	富山大学基幹・環境整備 (排水処理施設)工事	大場 和夫 施設企画部施設企画課 工事経理係 富山市五福3190番 地	平成18年12月12日	19,740,000	随意契約	一般競争入札に付したが、予定価格に達せず落札者がなかったため。(国立大学法人富山大学契約規則第37条)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
56	坂本工業株式会社 富山県富山市八尾町 福島478番地	富山大学基幹・環境整備 (第二体育館)工事	大場 和夫 施設企画部施設企画課 工事経理係 富山市五福3190番 地	平成18年12月13日	27,300,000	随意契約	一般競争入札に付したが、予定価格に達せず落札者がなかったため。(国立大学法人富山大学契約規則第37条)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
57	米沢工業株式会社 富山県高岡市下伏間 江3	富山大学和漢医薬学総合 研究棟特殊空調設備改修 工事	大場 和夫 施設企画部施設企画課 工事経理係 富山市五福3190番 地	平成18年12月15日	35,437,500	随意契約	一般競争入札に付したが、予定価格に達せず落札者がなかったため。(国立大学法人富山大学契約規則第37条)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
58	株式会社田村水落設 計 富山県富山市清水中 町5番1	富山大学杉谷団地校舎等 耐震診断業務	大場 和夫 施設企画部施設企画課 工事経理係 富山市五福3190番 地	平成18年10月13日	8,715,000	随意契約	平成11年3月31日付け文指第173号文教施設部長通知「標準型プロボ-ザル方式の実施について」に基づき本件契約に求められる高度でかつ専門的な技術力を有する者を建設コンサルタント選定委員会で選定したため。(国立大学法人富山大学会計規定第46条第1項第1号)	見直しの余地あり	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
59	株式会社ピーエー シー 東京都江東区亀戸2 -26-11	富山大学総合研究棟改修 (教育系)その他設計業 務(電気・給排水衛生・ 空調換気)	大場 和夫 施設企画部施設企画課 工事経理係 富山市五福3190番 地	平成19年2月8日	8,190,000	随意契約	平成11年3月31日付け文指第173号文教施設部長通知「標準型プロボ-ザル方式の実施について」に基づき本件契約に求められる高度でかつ専門的な技術力を有する者を建設コンサルタント選定委員会で選定したため。(国立大学法人富山大学会計規定第46条第1項第1号)	見直しの余地あり	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
60	株式会社類設計室 大阪府大阪市淀川区 西中島4丁目2番2 6号	富山大学総合研究棟改修 (教育系)その他設計業 務(意匠・構造)	大場 和夫 施設企画部施設企画課 工事経理係 富山市五福3190番 地	平成19年2月9日	26,250,000	企画競争・ 公募	平成11年3月31日付け文指第173号文教施設部長通知「標準型プロボ-ザル方式の実施について」に基づき、建設コンサルタント選定委員会で本件契約に求められる高度でかつ専門的な技術力を有する者を複数選定し、提出された技術提案書を同委員会で評価・審査し、最も優れた1者を選定した。(国立大学法人富山大学会計規定第46条第1項第1号)	その他(引き続き企画競争・公募を実施)	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
合計					1,158,597,832						

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名：国立大学法人富山大学)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並び にその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
----	-----------------------	---	-------------------------------------	----------	----------------	----------	--------------------------------	--------	-------	----------	----

- (注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約(各国立大学法人の定める少額随契限度額以下のものを除く)のうち、「同一所管公益法人等」(「特殊法人等」、「独立行政法人等」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」をいう。)以外の者(その他の公益法人、民間法人等)との契約を記載する。
なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。「公益法人等」には、医療法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利法人、中間法人、協同組合は含まない。
- (注2) 平成18年度より前に契約を締結した長期継続契約(18年度には支払いのみが生じており、契約行為がないもの)については、以下のとおり整理する。
電気、ガス、水道、電話通信役務・・・調査対象(1回の支払につき1件とする)
複数年契約のリース契約、コピー機の保守役務等・・・18年度に契約していなければ、調査対象外
- (注3) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額(複数年契約の場合は、契約期間全体の調達総(予定)額)を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。複数品目等を1契約にて調達している場合は、代表的な品目等の単価を記載する。
- (注4) 「契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地」には、原則として契約時の担当者等を記載するが、これにより難しい場合は適宜の時点の担当者名として差し支えない。
- (注5) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。
- (注6) 契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。
- (注7) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること。引き続き「企画競争・公募」とする場合は、「その他(引き続き企画競争・公募を実施)」と記載する。
- (注8) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、()で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。
なお、平成18年度に不落・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当するものを除き、「競争入札に移行」に分類すること。
- (注9) 「類型区分」欄には、「講ずる措置」欄において「(競争性のない)随意契約によらざるを得ないもの」としたものについて、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)に該当する場合はその番号、該当しない場合には以下のいずれかに区分の上、該当番号を記載する。
・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
・競争に付することが不利と認められる場合「14」
・秘密の保持が必要とされている場合「15」
・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
・その他、1から17並びに19の類型区分に分類できないものについては「18」
・見直し後においても、なお、包括条項(バスケットクローズ)に該当する契約とする場合については「19」